

区民の声の公表（令和6年7月受付分）

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
小学校での男女別の着替えについて	低学年は男女一緒に着替えているようだが、異性の目が気になる子もいると思うので、教室の真ん中をカーテンなどで区切って着替えさせるなどの工夫をして欲しい。	現在、区立小学校で着替えをする際は、低学年のクラスも外部からの視線を遮るとともに、学校の施設設備の都合上、対応が難しいこともございますが、教室の真ん中をカーテンで仕切るなどにより、男子、女子別々に着替えをするようにしています。	教育委員会事務局 学校教育部 教育指導課	TEL 03-5432-2706 FAX 03-5432-3061	令和6年7月1日	
検査について	他自治体では、65歳、70歳など特定の人に認知症検査の案内が来ている。世田谷区でも、区の負担で認知症の検査ができ早期に対策が打てるようにしていただきたい。認知症には偏見を持っている人がいるため、認定が遅れ急激に悪化している人を時々耳にする。みんなが当たり前検査を受けに行く環境があればと思う。	国の推計では、2040年には高齢者の約15%が認知症になると見込まれており、認知症の早期発見・早期対応は重要な取組みの一つです。区では、認知症と診断された後、本人および家族の不安に寄り添い、必要な支援につないでいく診断後の体制づくりを課題と捉え、早急に体制の充実を図る必要があることから、第2期世田谷区認知症とともに生きる希望計画(令和6年度～令和8年度)において、「診断後支援・相談体制の強化」を特徴的な取り組みとして位置づけています。ご意見をいただいた認知症の検査を含む今後の早期発見の体制の充実にあたりましては、医療・介護・福祉関係者との連携が重要なことから、関係機関との協議を重ね、他自治体の事例も参考にしながら、有効な体制の整備を図ってまいります。	高齢福祉部 介護予防・地域支援課	TEL 03-5432-2954 FAX 03-5432-3085	令和6年7月1日	
公園でのボール遊び禁止のルールの緩和	他自治体では、公園でのボール遊びや花火などのルール緩和を告知する看板が試行されていると聞いた。世田谷区も、一部の公園を除いてはボール遊びが禁止されているが、一律の禁止を緩和し、状況に応じた判断を促すなど、看板によるルールを緩めることは検討可能か。	公園は本来、他者への思いやり・マナーが守られていることを前提とした自由利用を原則としています。しかしながら、多くの方々が多様な利用をしていることや、近隣にお住まいの方々からのご意見、また、一部のマナーの悪い利用などを背景に、利用の制限につながる看板表示などを設置せざるを得ない状況もあります。ボール遊びにつきましても、こうした事情から、禁止と案内している場合があります。今後も、利用者のマナー向上を促しながら、公園に関わる皆様がお互いに配慮できるような公園づくりに努めてまいります。	みどり33推進担当部 公園緑地課	TEL 03-6432-7909 FAX 03-6432-7989	令和6年7月2日	
HPVワクチン男性接種費用助成について(任意接種)	接種対象をキャッチアップして、18歳までに拡大してください。	HPVワクチン男性接種費用助成につきましては、定期接種化についての国の検討状況、東京都の補助事業の開始及び区で実施している他の任意接種の助成状況等を総合的に勘案し、今年度より実施することといたしました。今後の助成内容につきましては、国の検討状況や東京都の動向を引き続き注視するとともに、本助成の利用状況等も踏まえ、総合的に判断してまいります。	世田谷保健所 感染症対策課	世田谷区予防接種コールセンター TEL 03-5432-2437	令和6年7月3日	(区HP) HPVワクチン男性接種費用助成(任意接種)

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
住民税、介護保険料等納付についてのPay-easy導入	住民税、介護保険料等納付について世田谷区ではPay-easyが利用できない。 世田谷区で利用可能なキャッシュレス決済手段は、一定以上の金額に利用者負担が生じるが、Pay-easyでは生じない。特に住民税など30万円以上の支払にコンビニ決済が使えないため、キャッシュレス決済手数料を避けるには、区役所等あるいは金融機関に出向くしかない。Pay-easyを導入してほしい。	特別区民税・都民税・森林環境税(普通徴収)のお支払いについては、区民の皆様の利便性の向上を図るため、クレジットカードやスマートフォン決済アプリの利用などキャッシュレス決済による納付方法の拡大に取り組んでいます。 ご意見に「利用可能なキャッシュレス決済手段においては一定以上の金額には利用者側に手数料負担が生じる」とありましたが、スマートフォンアプリを利用したコード決済において、利用者側に手数料負担は生じませんので、念のため説明します。 スマートフォンアプリを利用したコード決済(金額が30万円以下対応)については専用のスマートフォンアプリをインストールし、納付書のバーコードを読み取ることで納付ができます。(対応アプリ:auPAY、d払い、J-coin、LINE Pay、PayPay、楽天Pay、ファミペイ ※ただし、ファミペイのみ10万円以下対応)。 しかしながら、現在、Pay-easy(以下、ペイジーといいます。)については、世田谷区で対応しておりません。その理由として、現行の税務システムにペイジーによる納付方法をあらたに追加するには、大規模なシステム改修が必要となり、その改修にかかる費用が高額となるため導入に至っておりませんでした。こうした中、今般、法改正に伴う国主導による全国共通の税務標準準拠システムの導入に向けて、世田谷区においても準備を進めており、そのシステムが導入されれば、ペイジーと同等の機能が実装される見込みとなっております。 お寄せいただきました貴重なご意見については、今後の事務の参考とします。	財務部 納税課 高齢福祉部 介護保険課	TEL 03-5432-2197 FAX 03-5432-3012 TEL 03-5432-2463 FAX 03-5432-3059	令和6年7月5日	
災害時の避難所について	現在の避難計画を見ると、大規模災害時の避難所の指定が小中学校に限定されている。家の近くに公立高校があるが、そこは指定されておらず、健康体の人が10分以上徒歩で掛かる場所が一番近い指定避難所になっている。 若い人や健康体の人ならいざ知らず、老人がいたり老老介護、また健康体ではない人たちにとって、災害時にその距離を避難するのは酷な距離である。なぜ公立高校は避難所に指定されていないのか。 現在の避難計画は現実を見ていない。	指定避難所は、災害時に町会・自治会など地域住民がその開設・運用をすることになっており、日ごろから避難所運営委員会を組織し、訓練も実施しています。 このことから、指定避難所の指定にあたっては、地域住民の意見を反映しつつ、区が所管する施設である区立小中学校を対象としてきました。 都立高校につきましては、発災時には徒歩による帰宅者の「災害時帰宅支援ステーション」として運用することになっており、指定避難所として指定しておりません。 一方で、東京都との申し合わせにより、災害時には必要に応じて施設の一部を予備避難所として開設ができることになっております。	危機管理部 災害対策課	TEL 03-5432-2262 FAX 03-5432-3014	令和6年7月8日	
熱中症警戒警報時のオンライン対応希望	連日の猛暑でアラートが出ている中、小学生の子どもを登校させることに不安がある。全校生徒にiPadを配っていることもありオンライン対応ができないのか。外出を禁止すべき様な時に学校に行くことについて議論して頂きたい。 家に子供がいると仕事に行けないという保護者にも公的に対応して流れを変えてほしい。	熱中症アラートが発令されている日など、猛暑日は自宅学習(自由登校)やオンライン対応ができないかとのご意見をいただきました。 オンラインで授業を実施する際の課題として、登校したときのように「出席」と取り扱うことができないこと、また、現行、日中、保護者がご不在となるご家庭の子どもたちにとっては、学校は、学習の場であるとともに、大切な居場所のひとつでもあるため、その居場所を維持する必要がある場合がございます。 このことから、区では、通常登校による授業を基本としますが、引き続き、熱中症対策ガイドラインにより熱中症予防にも取り組みながら、児童・生徒の安全に配慮してまいりたいと存じます。 なお、一律の取扱いはありませんが、お子様の健康上の不安などからオンラインでの授業をご希望される場合は、お手数をおかけいたしますが、お子様が通学する学校にご相談くださいますようお願いいたします。	教育委員会事務局 学校教育部 教育指導課	TEL 03-5432-2706 FAX 03-5432-3061	令和6年7月8日	
酷暑が毎年なので早急に学区見直しを	大人の足でですが、一番近い学校は4分指定校は10分。近所の子供達は越境して近い学校へ通っている。熱中症警戒アラートもこの7月から毎日なっているため、早急に見直しして近い学校に行けるようにしてほしい。	世田谷区教育委員会では「地域とともに子どもを育てる教育の推進」を理念とし、住所地に基づく「通学区域制」を採用しております。 区立学校の通学区域の考え方としては、各学校の規模、小・中学校で構成している「学(び)舎」の関係、町会や自治会等の地域コミュニティと学校との関係、避難所との関係等、様々な理由があり、それらを総合的に勘案して定めております。お住まいの地域によっては学校までの距離に一定の差が生じていることも認識しておりますが、文部科学省の定める適正な通学距離の基準(小学校4km以内・中学校6km以内)等も踏まえると、現状の通学区域には一定の合理性があるものと認識しております。 また、通学区域の見直しにあたっては、上記の考え方に加えて、学校の施設規模に対する地域の児童・生徒数の状況や1クラス35人学級への移行等の状況を踏まえ、総合的に判断する必要があります。教育委員会といたしましては、通学区域内の児童・生徒数や集合住宅の建設計画等も踏まえ、継続的に各学校の児童・生徒数の動向を把握し、より適切な通学区域となるよう検討を重ねております。 お住まいの地域から指定校までの通学に関しましては、通学区域内のお子さんが安心して安全に学校へ通っていただけるよう、今後も引き続き教育委員会と学校が連携して取り組んでまいります。	教育委員会事務局 学校教育部 学務課	TEL 03-5432-2683 FAX 03-5432-3067	令和6年7月11日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
ふるさと納税について	世田谷区のふるさと納税がマイナス100億円という記事を読んだ。以前からマイナス80億円というのは知ってたが、さらに大きくなっていることが残念だ。世田谷区もふるさと納税を集めるべく奮闘されているということも聞いているが、そもそも、ふるさと納税の仕組み自体がおかしいと感じている。区民に区の状況を説明し自己中心的なふるさと納税をするのではなく、世田谷区にもきちんと税金を納めるようPRしてほしい。自分の住むところをよくするためには税金を納めて区になんとかしてもらおうと思ってもらえるようなアプローチでお願いしたい。	ご指摘のとおり、多くの世田谷区民の方がふるさと納税制度を利用し、区外の自治体へ寄附している実情があります。一方、区では寄附の使い道を明確にするとともに、子ども福祉など様々な分野の取組みを増やすことで、ふるさと納税による寄附の獲得に努めています。制度上、返礼品をお渡しすることはできませんが、区民の方にも世田谷区へふるさと納税していただくことができます。取組みに共感して、区民の方にも世田谷区にふるさと納税(寄附)していただくことで、ご自身の税金の使い道を選んでいただくだけでなく、寄附がみなさまの暮らし続けるまちをよりよくしていくことにつながるということについて、引き続き工夫しながら広報PRするよう努めてまいります。	政策経営部 ふるさと納税対策担当課	TEL 03-5432-2190 FAX 03-5432-3047	令和6年7月12日	(区HP) 区へのふるさと納税のご案内
ペットボトルのごみ	ペットボトルの回収日を増やして欲しい。また、曜日を変更してほしい。	ペットボトルにつきましては、集積所での回収のほか、スーパーマーケットや小売店などの販売事業者による回収、および32か所の公共施設での拠点回収等、複数の集積所回収の代替となる方法を構築し、回収を補っていることから、集積所での回収は月2回としています。なお、ペットボトル回収を行っている公共施設や販売事業者の情報につきましては、区のホームページにも掲載していますので、ご活用ください。 また、収集曜日につきましては、区内全域において、区民の皆様から排出いただいた資源・ごみを限られた予算や人員等を考慮し、可燃ごみや不燃ごみ、資源の曜日も加味して決めさせていただいております。 ご不便をおかけいたしますが、このたび頂戴したご意見につきましては、今後の資源回収事業の一助とさせていただきます。	清掃・リサイクル部 事業課	TEL 03-6304-3267 FAX 03-6304-3341	令和6年7月16日	(区HP) 区民の皆様へのお知らせ、お願い
世田谷区の小・中学校の冷房機能の改善について	最近の35度を超える猛暑により、中学校の体育館内の温度が非常に高くなり、体育の授業や部活動で健康を害する恐れがある。特に、体育館での体育の授業中に熱中症のリスクが高まることから、安全かつ快適な環境を整えるために冷房設備の改善が急務であると感じている。現行のエアコン、扇風機等の設備では冷房機能が十分に発揮されていないため、十分に授業へ集中力を高めることが難しい。また部活動の点では軽度の熱中症を示す症状の生徒が、多々発生している。湿度を下げるためのスポットエアコンや、冷風扇などの取り入れを行って欲しい。冷房機能の改善をご検討いただきたい。	世田谷区では、児童生徒の健康を守る観点や災害時に避難所ともなる施設機能を考慮し、令和元年度5月に学校体育館への空調設備の整備計画をまとめた上で、令和2年7月までに区内全90校の体育館に空調設備を設置しました。設置にあたっては、教育委員会が運動などの中止の目安とする気温35度、暑さ指数(WBGT)31度を下回ることを目標として、機器を選定しております。しかしながら、近年の異常なまでの猛暑の夏が続く、外気温が高すぎることで、室温が下がらず、児童生徒ならびに学校関係者にご不便をおかけしている状況にあります。現在、区では、各学校の校舎棟について、設置から15年以上経過する空調機器の更新を急ぎ対応しており、体育館の空調機器については、即座の抜本的対応が難しい状況であることから、今年度、応急的な対応として、建物内の温度上昇を抑えるための遮熱・断熱対策を進めているところです。当該の中学校におきましては、体育館天井面にはアルミ箔を使用した輻射熱反射シートを、窓面には高い遮熱性のあるロールスクリーンを設置します。	教育委員会事務局 教育政策・生涯学習部 教育環境課	TEL 03-5432-2661 FAX 03-5432-3029	令和6年7月19日	
LINEでのプールの予約	公園プールの小・中学生料金について、区HPには金額の記載があるが、LINEの予約完了画面に案内がない。	LINEでの予約完了時のご案内に、小・中学生の料金について記載がなかったこと、お詫び申し上げます。取り急ぎ、7月22日に小・中学生料金の説明を追加しました。ご指摘いただきありがとうございます。	みどり33推進担当部 公園緑地課	TEL 03-6432-7907 FAX 03-6432-7989	令和6年7月22日	
代田区民センター共用スペースについて	自学習のため代田図書館を利用しようと足を運んだところ、図書館は満席で利用できず、1階ラウンジも全て埋まっていた。昨今の電気代高騰を受けて公的な共有スペースを有効的に活用したいが、特に1階ラウンジは明らかにスペースに対して椅子やテーブルが少なく、満席で使用できない。連日猛暑日が続く夏休み期間中や土日祝日などだけでも、椅子やテーブルを増設、別フロアの会議室の解放など、より多くの区民が利用できるように早急に検討、対応いただきたい。	区施設である代田図書館、代田区民センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。1階ロビーにつきましては、本来自習することを想定したスペースではないことから、特に多くの椅子や机を配置しておらず、長時間の利用もご遠慮いただくよう来館者へ周知しております。なお、区内の地区会館等の有効活用策として、一部施設において中学生・高校生向けに自習室の開放を行っております。通常時は17時30分から開放していますが、夏休み期間中は12時30分から開放している施設もあります。区開放施設等の詳細は区HPをご覧ください。代田区民センターは、各部屋の利用率が非常に高く、現時点で自習室としての開放は行っておりませんが、引き続き、区施設の有効活用について検討・実施して参ります。	北沢総合支所 地域振興課	TEL 03-5478-8045 FAX 03-5478-8004	令和6年7月22日	(区HP) 中学生・高校生の自習室として利用できます

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
新BOP1日育成の際の過ごし方	新BOP1日育成の日はお弁当持参にて登校しているが、夏場のお弁当は食中毒の懸念が拭えない。家庭にて工夫ができることは実施をしながら毎日をごしており、新BOPの方からも涼しいところで保管はしていると説明いただいている。 しかし、ここ数年の夏の暑さからどうしても心配であり、有料にて食事を提供する事業等はないか。	夏休みなどの長期休業期間中における新BOP学童クラブでの昼食につきましては、保護者の皆様にご準備いただくことをお願いしております。 こうした中で、数年前から一部の新BOP学童クラブでは、保護様が主体となり、民間のデリバリー弁当事業者と保護様がとが契約、発注の上、お子様の昼食として、お弁当を新BOP学童クラブに配達するという仕組みを導入しております。 導入している新BOP学童クラブでは、配達されたお弁当の受取及びお子様への配付を職員が行うほか、昨年度の途中からは、区が保護者様の代わりにデリバリー弁当事業者との調整を行うなど、導入を円滑化するサポートを行っています。 上記仕組みの利用を希望される場合は、お子様が通われている新BOP学童クラブへご相談ください(導入が可能な場合、直近で冬休みからの導入となります)。	子ども・若者部 児童課	TEL 03-5432-2317 FAX 03-5432-3016	令和6年7月23日	
世田谷区立の小学校の夏の修学旅行実施について	世田谷区立の小学校は夏の時期に修学旅行を実施している学校も多くあるが、年々夏の暑さが深刻化していく中で、修学旅行の実施時期を見直すべきと考える。 令和6年4月からは熱中症特別警戒アラートの運用も始まり、修学旅行中に発令する場合も考えられ、せっかく修学旅行へ来たのに外出が出来ずにホテルや旅館で過ごすことも考えられる。親がすぐに駆けつけられない場所で熱中症による体調不良になってしまわないかととても心配である。 7、8月の時期を避けて修学旅行の日程を組むようにしていただきたい。	日光林間学園は、例年、7月中旬の夏休み開始直後から8月上旬までの期間に実施しています。時期の変更をとのことですが、区立小学校61校が実施するためには、多くの宿泊施設が必要であり、旅行会社を通して毎年同じ時期の日程で、それらの宿泊施設を確保しています。日光は、他の多くの自治体でも小学生の宿泊行事の行先として利用され、それらの自治体も例年同じ時期に宿舎を確保している状況であり、今後、世田谷区立小学校61校の日程を変更することは難しい状況となっております。 華厳の滝やハイキングなどで訪れる奥日光は、標高が高く東京より10度近く気温が低い場所ですが、熱中症対策としてハイキング時の水分補給用のペットボトルの水やお茶を出発前にホテルで受け取ることができるようにしています。 また、日光林間学園においては、屋内施設の利用を中心とした雨天時のプログラムも充実しており、猛暑の状況によっては、この雨天時プログラムへの変更を行う場合もあります。 なお、緊急時の対応として、養護教諭の同行を原則としていますが、事情により同行できない場合は、看護師を同行させることにより、万一体調を崩した場合にも対応できる態勢をとっています。 今後も、児童の貴重な体験活動の機会を確保するため、日光林間学園を安全・安心に実施するための準備や取組みを進めていきます。	教育委員会事務局 学校教育部 学務課	TEL 03-5432-2687 FAX 03-5432-3067	令和6年7月24日	
がやりの駅の増設について	がやりは、世田谷区役所付近に駅がない。世田谷区役所付近に駅を設置することでさらなるサービス向上に繋がると思う。増設の検討を願う。	レンタサイクルポートの拡充は用地の確保が難しく駅周辺の7ポートとなっております。 現在、民間シェアサイクル事業者と協定を結び、世田谷区役所(世田谷区世田谷4-21-27)東棟東側や、区役所近くの若林公園(世田谷区若林4-34-2)西側へポートを設置しておりますので、ご利用の検討いただきますよう、お願いします。	土木部 交通安全自転車課	TEL 03-6432-7967 FAX 03-6432-7996	令和6年7月29日	(区HP)世田谷区のコミュニティサイクル・レンタサイクル
カラスにごみを荒らされない対策	可燃ごみの回収日に、毎回カラスにごみを荒らされて困っている。多くの住民はごみ出しの時間を守っており、規定通り早朝にごみ出しをしているが、ごみ出しから回収までにタイムラグがあり、どうしてもカラスに荒らされてしまう。特に茶沢通り周辺が酷く、可燃ごみ回収日は、代沢十字路～三軒茶屋駅前までごみ袋から出たごみが散乱しており、まともに歩道を歩くこともできない状況である。カラスの対策として、住民にごみ出しのルールを守ることにはもちろんだが、どうしても限界がある。世田谷区として何か対策を講じていただきたい。	茶沢通りのごみ出しについては他にも同様のご意見が寄せられており、特に被害の大きいところについては、ごみが散乱している状況や防鳥用ネットの正しい使い方を記載したチラシを投函し、ごみの排出について注意を呼びかけています。 また、茶沢通り周辺の事業者に対しては、カラス対策に有効なごみの排出方法について直接指導を行い、集積所の美化・清掃について普及・啓発しています。 今後も利用される皆様による集積所の清掃や防鳥用ネットの適切な活用を呼びかけるなど、周辺の環境や衛生面の向上につながるよう工夫します。	清掃・リサイクル部 世田谷清掃事務所	TEL 03-3425-3111 FAX 03-3425-8381	令和6年7月29日	
バッテリー(モバイルバッテリー)の回収について	バッテリーは世田谷区では回収できないものとなっているが、世田谷区の案内で「販売店に引取りを依頼してください」とありますので、普段は家電量販店等で引き取ってもらうようにしている。スマートフォン等の普及により、モバイルバッテリーは多くの方が利用しており、今や生活必需品と言え、多くの人が使用するようになったバッテリーの処理を、今後も民間企業の家電量販店等に任せ続けるのは限界があるのではないかと。バッテリーを捨てることは危険を伴うため、区での回収が困難であることは重々承知しているが、少しでも対応を考えていただきたい。	モバイルバッテリー等に内蔵されている小型充電式電池は、東京23区が共同利用するごみ処理施設において発火する危険性のあるものとして扱われ、ごみとしての搬入が禁止されているため、世田谷区ではごみとして収集ができないものとなっております。 現在ではモバイルバッテリーをはじめとした様々な製品に充電式電池が使用されており、区としても処理可能な事業者を探しているところですが、処理事業者も小型充電式電池の処理は、自社施設での火災のリスクを懸念し、表立って受け入れを行っているところはなく、区としても対応ができない状況でございます。 充電式電池のメーカーや充電式電池使用製品の製造事業者、輸入事業者等には、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、自らが製造、輸入した充電式電池の回収と再資源化が義務付けられており、それらの企業が会員となった「一般社団法人JBRC」が、家電量販店等に回収ボックスを設置し、充電式電池の回収及び再資源化を行っているため、区としてはそちらをご利用いただくようご案内しております。 区としても、引き続き、充電式電池の取扱いについて注意喚起を行い、区民の皆様にとって利便性の高い処理方法について検討を進めてまいります。	清掃・リサイクル部 事業課	TEL 03-6304-3297 FAX 03-6304-3341	令和6年7月29日	